

JA でんき卒 FIT 買取プランに関する重要事項説明書兼買取条件説明書

本書は、全農エネルギー株式会社（以下「当社」といいます。）がお客さまから太陽光発電による余剰電力を買い取る契約（「JA でんき卒 FIT 買取プラン」）を提供する際の条件に関する重要な事項を記載し、説明するものです。以下記載の内容に同意のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

なお、本書に記載のない事項については、当社が別に定める「家庭用太陽光発電からの電力買取に関する契約要綱」、（以下単に「要綱」といいます。）及びお客さまの太陽光発電設備と電力系統を連系する送電線を所有する一般送配電事業者（以下「当該送配電事業者」といいます。）の定める託送供給等約款及びその他供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）によります。

要綱は、JA でんきホームページ（<https://zenoh-energy.co.jp/ja-denki/after-fit/>）でご確認いただけます。また、託送約款等は当該送配電事業者のホームページでご確認ください。

1. 電力買取のお申込み方法

本書、当社が定める要綱、「個人情報の取扱いについて」及び当該送配電事業者の託送約款等における発電者に関する事項¹を遵守することを承諾のうえ、JA でんきホームページよりお申込みいただきます。

2. 買取契約の成立及び契約期間

- 買取契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立します。買取契約書は個別には作成いたしません。
- 契約期間は、原則として買取契約が成立した日から、最初に到来する3月の検針日前日までといたします。また、契約期間満了の1ヶ月前までに、契約終了または変更等に係る別段の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに、ご契約期間満了日で有効な要綱ほかと同一条件で更新されるものといたします。

3. 買取開始日

- 当社は、お客さまの買取契約の申込みを承諾したときには、お客さまとの協議により買取開始日を定め、買取開始に係る準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電力買取を開始いたします。
- 買取開始日は、原則として再生可能エネルギー特別措置法第3条第1項にもとづき経済産業大臣が定める調達期間の満了月以降の検針日といたします。

4. 買取電力量の計測・買取金額の算定

- 買取電力量は当該送配電事業者が行う検針により確定するものとし、検針値は当社が当該送配電事業者から入手するものとします。
- 受電用電力量計に故障が生じた場合等、買取電力量が不明の場合や異常値であると疑われる場合には、買

¹適切な電気設備での受電や当該送配電事業者からの給電指令に従うこと、保安・検査その他必要な業務や手続きに対する協力、業務のための発電場所への立ち入りに対する承諾などです。

取電力量は、お客さまと当社との協議をふまえ、当社と当該送配電事業者との協議によって決定するものといたします。

- 買取金額は算定期間を1ヵ月として、当月の買取電力量に、買取電力量料金単価を乗じて得た金額から発電側課金相当額を控除した金額とします。ただし、当社は、お客さまに課される発電側課金相当額と同額を買取料金に加算いたします（1円未満切り捨て）。
- 買取電力量および買取金額は、電子メールおよびWEB上のポータルサイトにて通知します。

5. 買取電力量料金単価

単位：円/kWh

地域名	対象となる地域	買取電力量料金単価	
		JA でんきご使用のお客様	左記以外のお客様
東北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県	10.00	9.50
東京	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）	9.50	9.00
中部	愛知県、岐阜県（一部を除く）、三重県（一部を除く）、静岡県（富士川以西）、長野県	8.00	7.50
北陸	富山県、石川県、福井県（一部を除く）、岐阜県の一部	9.00	8.50
関西	京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県（赤穂市福浦を除く）、奈良県、和歌山県、福井県（三方郡美浜町以西）、三重県（熊野市、南牟婁郡紀宝町、南牟婁郡御浜町）、岐阜県（不破郡関ヶ原町の一部）	9.00	8.50
中国	鳥取県、島根県（隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島および知夫里島〕を除く）、岡山県、広島県、山口県（見島を除く）、兵庫県のうち赤穂市福浦、香川県のうち小豆郡、香川郡直島町、愛媛県のうち越智郡、今治市の一部（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前）	8.15	7.65
四国	徳島県、高知県、香川県（中国電力の供給エリアを除く）、愛媛県（中国電力の供給エリアを除く）	8.00	7.50
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	8.00	7.50

注）上記のうち、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は買取対象地域外です。
・上記買取電力量料金単価には消費税相当額を含みます。
・上記において「JA でんきご使用のお客様」とは、当社が買取を行う太陽光発電設備の設置場所においてJA でんきのご契約があるお客様のことをいい、買取期間中にJA でんきの契約が終了した場合は、終了後最初に到来する検針日の前日まで適用します。

当社は、買取電力量料金単価について変更する場合は、その効力発生日を定めたいうで、当社のホームページへの掲載その他当社が適当と判断した方法により、お客さまにあらかじめお知らせいたします。

6. 買取料金のお支払いについて

当社は、半年分（10月～3月、4月～9月）の買取料金をそれぞれ4、10月の末日までに、お客様の指定する金融機関の指定口座に一括して振り込むことにより支払うものとします。振込手数料は、当社の負担とします。

7. 工事等お客様にご負担いただく場合がある費用

- (1) 受電用電力量計について、当該送配電事業者の所有とし、当該送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客様のご都合により、特に多額の費用を要する場合はお客様のご負担となることがあります。
- (2) 電力買取の開始または買取契約の変更、解約等にもない当該送配電事業者の供給設備を新設または変更する場合において、当該送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされたときは、その工事費等に相当する金額をお客様にご負担いただきます。

8. 買取契約の解約について

- (1) お客様が買取契約を解約しようとする場合は、あらかじめ解約期日を定めて当社に通知していただきます。ただし、お客様が当社との買取契約を解除し、新たに他の小売電気事業者へ買取先を変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し当該契約の申込みを行うことで当社への通知は不要とします。
- (2) 通知をされないで移転され電力買取をしていないことが明らかなる場合には、当社が買取を終了させる処置を行った日に買取契約は消滅するものとします。
- (3) 当社は要綱の定めに基づき、安全上の問題等で買取の停止または買取契約の解約を行うことがあります。

9. 発電場所への立ち入りや保安への協力

当社の要綱ならびに当該送配電事業者が定める託送約款等に基づき、お客様には、当該送配電事業者または送配電事業者から委託を受けて保安業務を実施する者が発電場所内へ立ち入ることを承諾していただきます。また、保安のため、お客様の負担で必要な措置を講じていただく場合があります。

10. 要綱の変更について

当社が要綱を変更する場合は、お客様にあらかじめお知らせするものとし、変更後の要綱は当社ホームページにて掲載することで差し替えといたします。

11. お客様に係る個人情報の利用

- (1) 当社はおお客様に係る個人情報を「個人情報の取扱いについて」に定めるところにより取扱います。
- (2) 当社の個人情報保護に対する取組みについては、当社ホームページ等において通知するプライバシーポリシーに定めます。

12. その他

当社がおお客様から買い取った買取電力に係る「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」にいう非化石価値等は全て当社へ帰属します。

【小売電気事業者】

名 称：全農エネルギー株式会社（小売電気事業者登録番号：A0310）

住 所：東京都千代田区神田猿楽町1-5-18

ホームページ：<https://zennoh-energy.co.jp/ja-denki/>

【問い合わせ窓口】

連絡先：全農エネルギー株式会社 電力事業部

（電 話） 03-6630-8830

（E-mail） denryokujigyou@zec.jp

（受付時間） 平日 9:00～17:00